

大和市市営住宅条例の一部を改正する条例

大和市市営住宅条例（平成９年大和市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第８号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第３条第３項第３号」及び「第５条」の次に「(配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。)」を加え、同号イ中「第１０条第１項」の次に「(配偶者暴力防止等法第２８条の２において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。